



## 県のBA.5 対策強化宣言発令に伴う市の対応方針

8月4日に開催した松戸市感染症対策本部会議の開催結果等を踏まえて、本市の対応方針を以下のとおり決定しました。

### ●市の対応方針 別紙I

#### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市健康福祉部健康福祉政策課 ☎047-704-0055

FAX 047-704-0251 ☎[mckenhuku@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckenhuku@city.matsudo.chiba.jp)

# 県のBA.5対策強化宣言に伴う感染拡大防止対策を踏まえた市の対応方針

## (令和4年8月4日)

- 県が令和4年8月4日から8月31日までの間、「BA.5対策強化宣言」を行うことに伴い、国や県の動向を踏まえ、本市の対応方針は以下のとおりとする。

### (1) 市民の皆様へ協力を求めるもの

#### ◆基本的な感染対策を徹底

- ・「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」「効果的な換気」「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底する
- ・風邪症状等、体調不良が見られる場合は、受診以外は、出勤、登校を含め、外出を控える。なお、発熱等の症状があるときは、感染リスクを下げるため、あらかじめ医療機関に連絡する
- ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用する

#### ◆感染リスクが高い場所への外出等を控えるよう求める。

- ・高齢者や基礎疾患有する方及びこれらの方と同居する家族等は、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を控えること、室内では効果的に換気を行うことなど、感染リスクを減らす行動を心がける
- ・帰省や旅行など都道府県間の移動は、「3つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控える

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものは対象外とする。

◆飲食時は、お店から求められる感染防止策への協力を求める。

- ・大声や長時間の飲食を回避し、会話をする際はマスクを着用
- ・1テーブル4人を基本として、広さに応じて、一定の距離等を確保できる人数とするよう求める。
- ・換気が良く、座席間の距離が確保されているまたは適切な大きさのアクリル板等が設置されている店を選ぶ
- ・食事は短時間で深酒をせず、大声を出さない
- ・箸やカップは使いまわさない
- ・手指消毒を徹底
- ・感染防止策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用
- ・自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守る

◆救急外来及び救急車は、本当に必要なときに利用するよう求める。

- ・救急車の要請に迷う場合は、自宅療養者フォローアップセンターや救急安心電話相談を利用する（自宅療養中に容態が急変した場合には、躊躇なく救急車を呼ぶ）
- ・症状が軽く、65歳未満で基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方は、発熱外来の受診に代えて、検査キット配付センター等で配付する検査キットを用いて検査することや、陽性と思われる結果が出た場合には、陽性者登録センターまたはオンライン診療の利用等を検討する

◆ワクチン接種については3回目までの接種を行っていない方や20代、30代の若い世代の方は、感染による重症化や後遺症から自分を守るためにも速やかな接種を検討するよう求める。

- ・高齢者などの重症化リスクの高い方については、ご自身やご家族などの周りの方がワクチン接種を

(2) 事業者の皆様へ協力を求めるもの

◆出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用を推進するとともに、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を推進するよう求め る。

◆職場・寮における感染防止策を徹底するよう求める。

- ◆療養を終了した方や濃厚接触者の待機期間が終了した方が職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院もしくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等もしくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）の提出を求めないこと。
- ◆集客施設においては、入場者の整理・誘導、発熱者等の入場禁止、入場者のマスクの着用等の周知を徹底するよう求める。
- ◆従業員に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけ、特に、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう求める。
- ◆職場において従業員が、感染者や濃厚接触者となった場合に備えて、社会経済活動の維持と感染防止対策の両立のため、業務継続計画の確認等を進め、事業の継続を図るよう求める。

### (3) 催物(イベント等)の開催に関する協力依頼

- ◆催物等の参加上限人数は、千葉県が示す要件に合わせるよう求める。
  - ・イベントの実施に当たっては、「感染防止安全計画」や「感染防止対策チェックリスト」により、その規模にかかわらず感染防止対策を講じて実施する
  - ・会合やイベントなどでは、症状のある方が参加しないように呼びかける

<千葉県が示す要件>

- ① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合
  - ・人数上限：収容定員まで
- ② ①以外の場合
  - ・収容率：100%（大声なし）または50%（大声あり）かつ人数上限5,000人または収容定員の50%以内のいずれか多い方

※感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するために策定して提出してもらうもの。また、感染防止安全計画が策定されているイベントは「大声なし」の担保が前提

## 引き続き、市民・事業者等へ協力を求めるもの

### (1) 市民の皆様への基本的な感染症対策の協力依頼

- ・こまめな手洗い・マスクの着用・人ととの距離をとること・換気・  
3つの密の回避について引き続き協力を求める。

### (2) 事業者の皆様への協力依頼

- ・「3つの密」を避けるような対策を講じるよう求める。
- ・職場や店舗等に関して、千葉県作成「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン等（内閣官房ホームページに掲載）を確実に実践し、感染拡大防止策を徹底するよう求める。

※ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底

## 市の所管事業の対応

### (1) 市公共施設について

- ・市公共施設の開館時間は、原則21時までとする。  
ただし、施設の利用状況等を考慮し感染リスクが高いと判断した場合は、21時以前に閉館するなど柔軟な対応を行う。

### (2) 市主催イベント・集会について

- ・イベント・集会の開催については、千葉県が示す開催制限の基準を遵守のうえ、感染防止対策に細心の注意を払って行う。

### (3) 市が後援等をするイベント・集会について

- ・市主催イベント・集会の取扱いを鑑みた慎重な対応を求める。

### (4) 市職員の勤務体制について

- ・公共交通機関を利用する職員等を対象とした時差出勤を継続する。
- ・市の職員は、新型コロナウイルス感染症対応の業務を担っているため、通常勤務体制を基本とするが、保育所等や学校の休校等により、子の世話をを行うためやむを得ない場合や、妊娠であって本人からテレワークを希望する旨の申し出があった場合は配慮する。また、市民サービスへの影響が極力ない範囲で所属業務の優先度合を判断し、「テレワーク」「バックアップオフィス」等を活用する。
- ・カウンターのシート設置、机間の間仕切り設置、換気の徹底等の感染防

止対策を継続する。

(5) 市立学校について

- ・児童生徒の健康安全を第一に、本市の「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に従って、地域・学校の実態や変異株の特徴等を踏まえた感染リスクの低減と学校教育活動の継続に取り組む。

**上記対応の周知方法**

- ・各部が所管するあらゆる発信ツール、関係団体を活用して周知する。